生駒市規則第13号

生駒市行政組織規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月31日

生駒市長 山下 真

生駒市行政組織規則等の一部を改正する規則

(生駒市行政組織規則の一部改正)

第1条 生駒市行政組織規則(平成6年7月生駒市規則第22号)の一部を次のように改正する。

第2条中生活環境部の項中

「衛生処理場 施設係 環境管理課 計画係 環境保全係 環境整備係」

「 衛生処理場 施設係 環境管理課 計画係 環境保全係 環境整備係」

第9条の3庶務係の項中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号を第7号とし、第9号を第8号とする。

第10条の2情報公開係の項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号 を第5号とする。

第14条庶務係の項中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号を第9号とし、第11号を第10号とする。

第23条支援係の項中第9号を第11号とし、第8号を第10号とし、第7号を第9号とし、第6号の次に次の2号を加える。

- (7) 障害程度区分の認定に関すること。
- (8) 障害程度区分認定審査会に関すること。

第45条第1項中「、衛生処理場にあっては場長」を削る。

第47条の見出し中「所長」の次に「、場長」を加え、同条第1項中「衛生

処理場にあっては場長補佐、竜田川浄化センターにあっては副所長」を「子どもサポートセンター及び竜田川浄化センターにあっては、副所長」に改め、「所長に限る。以下同じ。)」の次に「、場長(衛生処理場の場長に限る。以下同じ。)」を加え、同条第3項中「所長」の次に「、場長」を加える。

(給料等の支給に関する規則の一部改正)

第2条 給料等の支給に関する規則(昭和32年7月生駒市規則第3号)の一部 を次のように改正する。

第5条の5第1項の表1の項中「、消防部長」を削り、同表2の項中「市長事務部局の参事及び次長」を「市長事務部局の次長」に改め、「、選挙管理委員会事務局の局長」を削り、「参事及び次長、消防本部の参事」を「次長、消防本部の本部次長及び次長」に改め、同表3の項中「副参事」を「参事」に、「市民活動推進課の主幹、人権文化センターの所長、衛生処理場の場長」を「生活安全課の主幹」に改め、「農業委員会事務局の局長」の次に「、選挙管理委員会事務局の局長」を加え、同表4の項中「市民活動推進課」を「生活安全課」に改め、「、清掃リレーセンターの所長」を削り、同表5の項中「課長補佐」を「副参事及び課長補佐」に、「人権文化センターの副所長」を「人権文化センターの所長」に、「保育所の園長」を「子どもサポートセンターの副所長、保育所の園長、清掃リレーセンターの所長」に、「衛生処理場の場長補佐」を「衛生処理場の場長」に改め、「農業委員会事務局の局長補佐」の次に「、選挙管理員会事務局の局長補佐」を加える。

(生駒市予算規則の一部改正)

第3条 生駒市予算規則(昭和40年1月生駒市規則第1号)の一部を次のよう に改正する。

第2条第1号中「、衛生処理場長」を削り、「消防部長」を「消防本部の本部次長及び次長」に改める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。